平成２４年（フ）第１４４１号
宮城県仙台市青葉区荒巻神明町25―21メープルタウン荒巻206、住民票上の住所埼玉県川越市六軒町２丁目７番地５
破産者　東田　　司
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２５年（フ）第２９１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎738番地11
破産者　金田　正和
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２５年（フ）第５６８号
東京都世田谷区等々力３丁目５番３号
破産者　株式会社宮崎電機商会
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第５８６号
横浜市旭区上川井町2046番地13
破産者　株式会社アラタコーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第２２号
長野県佐久市中込１丁目30番地９
破産者　スチール工営株式会社
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所佐久支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７２０号
埼玉県白岡市西４丁目16番22、破産手続開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡白岡町西４丁目16番22
破産者　小野塚清志
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第４８号
福岡県柳川市大和町徳益513―３、破産手続開始決定時の住所福岡県柳川市大和町鷹ノ尾1272番地１
破産者　釘﨑　國弘
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２３年（フ）第４９号
福岡県柳川市大和町徳益513―３、破産手続開始決定時の住所福岡県柳川市大和町鷹ノ尾1272番地１
破産者　釘﨑　圭子
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２５年（フ）第１０２号
北九州市戸畑区沖台２丁目７番25号、開始決定時の住所北九州市戸畑区中本町12番12号
破産者　古賀久酒店こと　古賀　界治
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２４年（フ）第２７７５号
札幌市南区澄川３条１丁目９番45号
破産者　若林　貴樹
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第５７７号
名古屋市中区丸の内１丁目４番４号　ハイレジデンス上園苑301号
破産者　四川料理すず音こと　竹内　智敬
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第３９９４号
兵庫県伊丹市鴻池４丁目13―10
破産者　大屋　政士
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第６１０３号
大阪府枚方市北山１丁目23番36号
破産者　川端　義雄
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第３１５号
大阪市生野区巽東３丁目９番24号　シーマックイースト501号
破産者　大西　芳朗
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第９７６号
大阪市東成区中道２丁目８番４号
破産者　吉本こと　権　　光夫
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第１３４０号
堺市堺区今池町４丁７番13号　アベニュー今池202号、開始決定時の住所堺市堺区今池町６丁５番15号
破産者　植田　勇勝
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第１８３号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番４―803号
破産者　近藤　良一
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部